

課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業（実社会対応プログラム）
公募型研究テーマ 研究概要

課題（研究領域）

規制改革の評価分析

研究テーマ名

雇用確保に向けられた労働法及び倒産法における規制改革の現状と課題

責任機関

北海道大学

研究実施期間

平成25年10月～平成27年9月

研究プロジェクトチーム

氏名	所属機関・部局・職名
研究代表者 池田 悠	北海道大学・大学院法学研究科・准教授
分担者 森 倫洋 木下 潮音 徳住 堅治 服部 明人	西村あさひ法律事務所・弁護士 第一芙蓉法律事務所・弁護士 旬報法律事務所・弁護士 服部明人法律事務所・弁護士

配分（予定）額

（単位：円）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
2,475,000	4,950,000	2,475,000

※平成26年度・27年度については予定額

研究目的の概要

バブル経済崩壊後の20年間のわが国における労働法の規制改革は、使用者の存続が脅かされる中でも雇用機会を最大限に確保しつつ、労働者保護との均衡点を探るために繰り返された試行錯誤の積み重ねとなった。そして、最近、有期契約労働者の無期転換制度が導入されたほか、これまで固定的・画一的であった正社員像を改め、勤務地限定正社員や職種限定正社員、短時間正社員など、正社員像そのものを多様化させるべきとする規制改革の論議が注目を集めている。

他方、わが国の倒産法制においても、バブル経済崩壊後の長期不況を契機にして規制改革の必要性が認知され、10年にも満たない僅かな期間に、制定以来の抜本的法改正が立て続けに行われ、清算を中心とした従来の倒産法秩序から、雇用を確保し社会経済的な損失を回避できる再建を積極的に促進するという、新たな倒産法秩序への転換が顕著に方向づけられている。また、最近では、再建を重視する倒産法の規制改革から10年近くが経過したことを受け、一連の倒産法改正を分析・評価して、再度の規制改革を目指す動きが俄かに勢いを増し

ている。

このように、労働法と倒産法とは、いずれもバブル経済崩壊後に見直しを迫られた結果、窮境に陥った使用者における雇用機会の確保を直接・間接の目的にして、規制が改革されてきた点において共通している。しかしながら、これまでは両者が共通の目的を有する規制改革として捉えられてこなかったため、倒産法と労働法の規制改革は相互に関連しない問題であり、むしろ労働者保護の見地からは相対立する法規制としてさえ認識されてきた。結果として、雇用機会の確保に向けた労働法の規制改革は、清算回避に向けて利益状況の変動を伴う再建型倒産手続でのみ規制を緩和させるような、倒産手続を利用した段階的規制を採用していない。そこで、本研究においては、雇用機会の確保という視点から、バブル経済崩壊後の20年間にわたる労働法・倒産法双方の規制改革の状況を分析し、実務的知見を交えつつ、その社会経済的な影響を考察し、今後の規制改革に向けた試論や示唆の提供を目指す。

研究目的の概要

本研究では、わが国において、賃金・労働時間、勤務地や担当職務などの労働条件の柔軟な変更を受け入れるよう義務づけられる一方で、厳格な解雇規制によって安定した雇用を確保できるという正社員像を中核に据えて規制改革が実施されてきた点を踏まえ、倒産手続という窮境に陥った使用者における雇用機会の確保において、従来型の正社員像が及ぼす影響を、特に労働条件変更の柔軟性に着目しつつ、実務的知見を交えて検討することを通じて明らかにする。続いて、近年の倒産法改正によって整備された再建型倒産手続において、雇用機会の確保が、いかなる規範を根拠に（労働法なのか、倒産法なのか）、いかなる担い手によって（管財人や再生債務者なのか、裁判所なのか、労働者代表なのか）、また、いかなる手法によって実現されているか、特に債権者・スポンサーとの関係や雇用機会を確保されない労働者との関係など、利害関係者間での損失分配に着目しつつ、実務的知見を交えて検討することによって、規制改革が雇用確保に及ぼしている影響を考察する。

その過程では、具体的な解決の方向性まで模索するため、再建型倒産手続の最先進国であるアメリカ及びわが国と同様の問題を抱える韓国での現地調査を行うことで、倒産手続に入った使用者における雇用機会の確保に向けた取り組みを分析して示唆を得る。たとえば、アメリカでは、再建型倒産手続でのみ労働条件変更を柔軟化する特別の規制を設けている（連邦倒産法1113条）。他方、韓国では、清算型倒産手続では企業の存続が前提とされていないことを理由に整理解雇の判断枠組みを外す大法院判例があるものの、その判旨の反対解釈として、企業の存続が前提とされている限り、再建型倒産手続でも整理解雇に特別な規制は適用されないものとされている。

こうして、本研究は、これまでの規制改革を労働者の雇用機会の確保という視点から分析し、影響を考察することによって、現在の労働法・倒産法双方で喫緊の課題として検討が進められている再度の規制改革に向けた試論を提示することが見込まれる。